

文教委員会資料③

3 所管事務の調査（報告）

(3) 川崎市社会的養育推進計画の策定について

資料1 「川崎市社会的養育推進計画」（案）に関する意見募集の実施結果について

資料2 「川崎市社会的養育推進計画」 主な修正箇所

参考資料1 川崎市社会的養育推進計画 概要版

参考資料2 川崎市社会的養育推進計画 本編

こども未来局

（令和2年2月13日）

「川崎市社会的養育推進計画」(案) に関する意見募集の実施結果について

1 概要

川崎市では、社会的養育に関する取組を推進していくため、「川崎市社会的養育推進計画」(案)をとりまとめ、広く市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、26通（意見総数62件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方、及び御意見を踏まえて作成した「川崎市社会的養育推進計画」を併せて公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和元年 11 月 27 日（水）～令和元年 12 月 26 日（木）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（令和元年 12 月 1 日号掲載） ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧 コーナー、市民館、図書館、こども未来局こども保健福祉課 ・ 関係機関へ案内を送付 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、川崎市里親会
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ掲載 ・ 紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧 コーナー、市民館、図書館、こども未来局こども保健福祉課

3 結果の概要

意見提出数（意見数）		26通（62件）
内 訳	電子メール	5通（18件）
	郵送	2通（5件）
	ファクシミリ	12通（20件）
	持参	7通（19件）

4 意見の内容と対応

「川崎市社会的養育推進計画」(案)の内容に対して、里親への支援体制の充実や施設の専門性確保に向けた取組の必要性に関する御意見のほか、表現のわかりやすさに関する御意見等が寄せられました。里親当事者による支援に関する記載を加えるほか、これまでの取組や用語の説明を追記するなど一部意見を反映し、「川崎市社会的養育推進計画」を取りまとめました。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 児童相談所における専門的支援の推進に関すること		2		4		6
(2) 地域における相談支援の推進に関すること		2		1		3
(3) 特別養子縁組等の推進に関すること		2	1	4		7
(4) 「養育里親」への委託推進に関すること	4	5	2	1	1	13
(5) 施設における専門的支援の充実に関すること		1		21		22
(6) 児童の自立支援の推進に関すること		1				1
(7) 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保に関すること		1				1
(8) 児童の状況を踏まえた家庭養育の推進に関すること		2		1		3
(9) 計画全般に関すること	1		4			5
(10) その他					1	1
合計	5	16	7	32	2	62

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 児童相談所における専門的支援の推進に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	専門性を高めた職員が数年後に異動する現状がある。障害者、高齢者、生活保護等など色々な分野を異動するのではなく専門性を確保してほしい。	本市では組織的な対応力を確保しつつ、広範な知識・技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験、適性を判断し、計画的なジョブローテーションを推進しております。 今後も国の示す配置基準等を踏まえながら児童福祉司や児童心理司を着実に配置するとともに、専門職としての資質の向上や多職種が連携して組織的に対応できるよう研修等を行い、児童相談所の専門性の向上に向けた取組を進めてまいります。	D
2	児童相談所の担当職員によって、ケースワークに差があると感じる。子どもに不利益になることがないよう、研修や職員へのスーパーバイズ（指導・助言・援助）体制等の検討を引き続きお願いしたい。	本市では新規採用職員等に対する児童相談所業務研修や多職種が連携して組織的に対応するための研修を行うとともに、職員間のスーパーバイズ体制を確保しながら人材育成を推進しています。 今後も各職場・職種ごとに、業務を進める中での人材育成や研修内容の充実により、児童相談所の専門性の向上に向けた取組を進めてまいります。	B
3	川崎市は公立の児童養護施設がないことから、児童相談所の職員に里親や施設に対する理解が不足していると感じる。 民間の入所施設を活用し、子どもの生活実態、施設職員の養育現場を体験する研修を人材育成に盛り込んでいただきたい。	本市では新規採用職員等に対する児童相談所業務研修の中で、代替養育を担う里親や施設等に関することを盛り込み、一部のカリキュラムでは里親の方を招き、現状の理解に努めているところです。今後も研修内容の改善を図りながら、児童相談所職員の人材育成を進めてまいります。	D
4	児童相談所の専門的支援を推進してほしい。世情が厳しい中、辛い思いをしている家庭が増えている。まず人員を増やし、相談できる場所を多くしてほしい。教育も大事である。社会参加・再生できる道を広げてほしい。	児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育ての不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず必要な支援に繋がっていない子育て家庭があることが考えられます。 今後も国の示す配置基準等を踏まえながら児童福祉司や児童心理司を着実に配置するとともに、児童相談所や区役所、地域の関係機関が家庭の状況に応じて円滑に相談を受けることができるよう連携を強化するとともに、児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組んでまいります。	D
5	一時保護所を整備し定員増を図ることを早急に実現していただきたい。	児童虐待相談・通告件数の増加に伴い一時保護児童数が増加した際にも確実に対応することができるよう、受入れ体制の確保に向け取組を進めてまいります。	B
6	一時保護所の児童の登校支援等、子どもの権利保障について具体的に検討していただきたい。	一時保護所では、子どもの安全確保と権利擁護が同時に求められ、学習権の保障や一時保護期間長期化等の課題への対応が必要であることから、一時保護所の養育環境改善に向けた検討を行ってまいります。	D

(2) 地域における相談支援の推進に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	保護者の状況に応じ、児童相談所の一時保護と施設でのショートステイは機能の違いを踏まえ、適切な機関に繋げていくことが必要である。	地域の子育て家庭が抱える養育上の不安や悩みが多様化する中、専門的な知識及び技術を必要とする相談支援ニーズは高まっており、支援を必要とする方の状況に応じて、児童相談所の一時保護や施設でのショートステイそれぞれの機能を踏まえ、利用・支援に繋げていくことが重要です。今後も各機関との連携強化を図りながら、支援ニーズに合った対応を行うよう努めてまいります。	B
2	「地域における相談支援の推進」が具体的に、現実的に機能していることが重要である。 川崎市の特徴として児童家庭支援セン	本市においては市内の各児童養護施設・乳児院に児童家庭支援センターが併設されており、相互の連携を密にしながら地域での相談支援が行われております。 今後も児童家庭支援センターによる支援が必要な方	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	ターが各児童養護施設・乳児院に設置されていること、その繋がりが密なことは特筆すべきことであり、児童家庭支援センターを広く市民に周知することは意味のあることと考える。オレンジリボン運動などにより、助け合って子育てをすることの気運を広げていけると良い。	を確実に繋げることができるよう関係機関との連携強化を図るとともに、他都市とも連携を図りながら、児童虐待防止や子育て支援に関する普及啓発を推進してまいります。	
3	児童家庭支援センターにおいて専門職を雇用し活用するためには人件費に加えて、事業運営費の拡充が必要である。児童家庭支援センター啓発のための広報費、個人情報管理のためのシステム運用費、家庭訪問や個別支援会議等への出張旅費等、事業の運営経費の増額が必要である。	児童家庭支援センターは、児童福祉法に基づき、地域の家庭への専門的な知識を必要とする相談支援等を行う児童福祉施設であり、国の補助基準に係る通知に基づき運営支援を行っているところです。 今後も国の動向を注視しながら、児童家庭支援センターへの指導委託の状況や相談件数等を踏まえ、運営支援を行ってまいります。	D

(3)特別養子縁組等の推進に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	縁組里親が不足している。保護者の同意があっても委託できる里親候補がおらず、マッチングができていない。早急に里親の確保をお願いしたい。	児童相談所が支援する児童のうち特別養子縁組に繋げることが適切な児童を確実に繋げていくためには、より多くの「養子縁組里親」が必要であり、様々な広報媒体の活用や関係機関と連携した啓発活動の実施等により、制度の社会的認知度の向上や登録者の増加に向けた取組を充実します。	B
2	特別養子縁組の制度を推進し、子どもたちの充実した福祉につなげていけるよう、努力していただきたい。	児童相談所が支援する児童のうち特別養子縁組に繋げることが適切な児童を確実に繋げていくため、「養子縁組里親」の登録者の確保に向けた取組を推進するとともに、「養子縁組里親」への児童の委託推進、「養子縁組里親」への支援体制の充実を図り、特別養子縁組を推進していきます。	B
3	代替養育を受ける児童の進学率は一般と比べてかなり低く、教育の観点から見ると法的な親子関係と経済的な安定が得られる特別養子縁組がベストな選択と考える。また、民法の改正により年齢上限が6歳未満から15歳未満まで拡大されたが、子どもの年齢を重ねてからの縁組は養親にとっても子どもにとっても負担が大きく、0歳児での特別養子縁組件数が増えるような施策をお願いしたい。	特別養子縁組は児童にとって大変重要な決定となることから、縁組に繋げる際には、保護者及び児童の状況の調査を行うとともに、児童の最善の利益の観点から養子縁組に関する同意を保護者から得ることができるよう制度説明や意向確認を確実に実施する必要があります。 個々の児童の調査の結果、0歳児からの特別養子縁組が最適であると考えられる児童については、なるべく早期に特別養子縁組に繋ぐことができるよう関係機関と連携しながら養育者とのマッチングを行うとともに、その後の支援を丁寧に行ってまいります。	D
4	特別養子縁組を民間あっせん団体に依頼する場合は高額な費用がかかるし、自治体に依頼する場合には委託に至るまで時間を要する。養子縁組のあっせんは透明性が高く永続的である公的部門が担うべきで、養親に費用負担が発生しないことが理想である。また、民間団体であっせんされた場合、その費用を確定申告の控除の対象にすべきではないか。	民間あっせん機関による特別養子縁組のあっせんについては、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」等に基づき、機関の事業所の所在する都道府県等による許可により実施されているところです。 厚生労働省の告示「民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針」においては、営利を目的とした養子縁組のあっせん禁止が定められ、機関が徴収できるのは法令に定めのある種類の手数料に限られることとされております。現在、本市が許可を行った機関はありませんが、今後も法令に基づき制度運用を図ることができるよう、関係自治体と連携を図りながら児童の福祉の向上に向けた取組を進めてまいります。 なお、確定申告の控除については、所得税法等に基づき運用されるものと考えております。	D
5	里親養育包括支援事業(フォスタリング事業)の開始に向けた取組を推進し、「養子縁組里親」への支援体制の充実を図ると	養子縁組里親に係る里親養育包括支援事業(フォスタリング事業)については、事業者の募集など開始に向けた取組を進めてまいります。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	あるが、現状では乳児院職員（保育士・看護師・心理士）が里親への支援を家庭訪問して継続的に実施している。里親支援相談員一人ではアフターフォローを継続的に実施するのは難しい。里親養育包括支援事業（フォスターリング事業）として事業運営ができるような職員配置と事業運営経費の確保が必要と考える。	また、乳児院は里親支援において重要な役割を果たしており、今後も里親への委託児童数が増加する見込みであることから、里親支援専門相談員の増員に必要な運営費の加算など支援の充実に努めてまいります。	
6	潜在的な特別養子縁組里親の希望者がかなり多いと考えられる一方で、委託推進のためには社会人の大半を占める会社員にとって使いやすい制度とする必要がある。里親・里子間の年齢差の規定を自治体間で揃えたり、他自治体で里親登録のための研修を受けたものは研修を免除したりするなどの転勤を前提とした制度への転換が必要と考える。	共働きの方も含め、様々な状況にある方が里親登録を検討することができるよう、その一環として、今年度から保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いを開始したところです。 また、本市においては里親へ登録する方の年齢要件等は定めておらず、研修の免除については国の通知に基づき、里親登録研修を受けた方等については本市登録前研修の一部を免除できることとしております。 今後も制度の一層の推進に向け、国の動向を注視するとともに、各自治体との情報交換等を行ってまいります。	C
7	週2、3回のパート等、就労形態、修学形態は多様であるが、現行の保育園の優先は正社員でフルタイム勤務の方に限定されているため、特別養子縁組里親の保育園入園の優先にあたって、一時保育（非定型保育）にも拡大をお願いしたい。	共働きの方も含め、様々な状況にある方が里親登録を検討することができるよう、その一環として、今年度から保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いを開始したところです。 一時保育については、地域の実情に応じて各施設が利用者を決定しており、市が優先的な取扱いを行うことは困難であると考えておりますが、今後も養育援助事業やレスパイト（里親を対象とした一時的な休息のための援助）など、里親として児童を養育する方への支援体制の充実に努めてまいります。	D

（4）「養育里親」への委託推進に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	ファミリーホームについて、現状本市には個人事業として運営する形態しかないが、法人が運営する形態を具体的に検討し推進していただきたい。	ファミリーホームについては、国の通知において、里親や施設職員経験を有する個人が開設する場合のほか、児童養護施設等を設置する法人が事業者となり、その雇用する職員が養育者となることも認められています。今後も法人が運営する形態も含め、担い手の確保や支援体制の充実など、ファミリーホームの設置推進に向けた取組を推進してまいります。	C
2	幼稚園、保育園、小中学校のPTA向けに広く周知を行うなど、里親と一般家庭の垣根を低くしていくことが重要である。	制度の推進に向けては、より多くの方に「養育里親」について知っていただくことが必要であることから、多様な広報手段の活用や関係機関と連携した啓発活動等により、制度の社会的認知度の向上に向けた取組の充実を図ります。	B
3	養育里親が不足している。保護者の同意があっても委託できる里親候補がおらず、マッチングができていない。早急に里親の確保をお願いしたい。	児童相談所が支援する児童のうち「養育里親」への委託に繋げることが適切な児童を確実に繋げていくためには、より多くの「養育里親」が必要であり、様々な広報媒体の活用や関係機関と連携した啓発活動の実施等により、制度の社会的認知度の向上や登録者の増加に向けた取組を充実します。	B
4	家族再統合が難しいケースの保護者が、里親委託に同意しないのは、「自分が親でなくなってしまう」「子どもをとられてしまう」という理由が多くある。東京都は、「ふるさと里親（川崎市）」を「フレンドホーム」という名称にしている。「里親」という名称変更も早急に必要であると考ええる。	児童の養育が困難である保護者の方から「養育里親」への委託に向けた同意をいただけるよう、制度内容や家庭環境で養育することの意義等について分かりやすく丁寧に説明し、関係機関と連携しながら児童の福祉上最善の選択ができるよう調整を行います。 また、里親の名称については、国の有識者会議が提言した「新しい社会的養育ビジョン」において、国において名称変更することが示されていることから、「川崎市ふるさと里親制度」も含め、国や他都市の状況を注視し	C

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		ながら慎重に検討してまいります。	
5	<p>養育者は児童が起きていれば24時間ずっと動き続けなければならないし、社会的養護が必要な児童であれば、一般の児童より手がかかる部分も多いと感じる。そのため、レスパイトを利用し、体を休め、頭を整理することがとても重要になってくると思う。それによって、また新たな責任感で養育に臨むこともできる。里親支援を考える際には、里親がレスパイトを取りやすい状況を作っていただけるとありがたい。</p>	<p>児童の養育にあたっては、里親が不安・悩みを抱え込むことがないように、里親会、乳児院、児童養護施設等の関係機関や児童相談所及び市の里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）受託者がチームとして継続的に支援を行うとともに、養育援助事業やレスパイト制度の周知、利用しやすい環境整備など支援体制の充実に努めてまいります。</p>	B
6	<p>養育児童に対して川崎市で保険をかけていただいているが、里親及び里親家庭に対する保証が含まれていないため、里親家庭への保障も必要である。</p>	<p>本市では里親家庭へ委託された児童が第三者に対して損害を与えてしまった場合や里親の過失による児童の怪我等に備え、市の負担により損害賠償保険に加入し、里親が法律上負うべき損害賠償金等に対する保障を確保しているところです。</p> <p>里親の所有物等への損害への保険適用は現時点では難しいと考えておりますが、本市では里親の養育に係る費用として国の基準に加え市独自に里親手当等の加算を行っており、今後も国の動向を注視しながら支援の充実に努めてまいります。</p>	D
7	<p>里親制度の推進にあたり、里親が困難に感じる際に支援機関がサポートすることが重要である。</p> <p>里親が同じ立場、対等な関係で寄り添ったり共感し、時には具体的な日常生活の中での対処法を教え合ったりできることによる支えはとても大きく、里親登録者が任意で加入することができる当事者団体である里親会のピアサポート機能の充実が必要である。</p> <p>(その他同趣旨3件)</p>	<p>里親への支援の充実にあたり、里親当事者による支援（ピアサポート）は不安や悩みを抱える里親に寄り添いながら相談支援を行うことが期待され、大変重要であると考えられることから、計画書P19中段の表及びP22上段の表に「児童を養育する中で抱える不安や悩みを里親という同じ立場にある方が共有し相互に相談支援を行うことができるよう、里親会や関係機関との連携を強化しながら里親当事者による支援がより円滑に行える環境を整えます。」の文言を追加しました。</p>	A
8	<p>里親数を増やすことは容易ではなく、既存の里親に対するフォローについては、制度は確立されているかもしれないが、内容が不十分であると感じる。</p> <p>里親会は常日頃会員の悩みを聴く場を設け会員に寄り添うと共に、研修・交流の場を設けており、会員相互のケアと親睦を図っている。里親会と関わる中で里親同士の関わりがいかにか大切かを実感しており、里親会が行政と一体になって川崎の社会的養育の一端を担う上で、里親会の法人化に向けた検討が必要ではないかと思う。</p>	<p>里親への支援については、里親会、乳児院や児童養護施設等の関係機関や児童相談所及び市の里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）受託者がチームとして継続的に支援を行うことができるよう環境整備に努めています。</p> <p>特に里親会は、里親同士の共助を担う里親支援機関として、各種研修や相互交流機会の確保等、様々な取組を行っており、本市の里親制度の推進に向けて、今後も重要な役割を担う機関であると認識しております。</p> <p>法人化を含めた里親会のあり方については、里親会において検討が行われるものと考えておりますが、今後も当事者であるからこそ可能な里親支援を担っていただけるよう、本市としても一層の連携強化を図りたいと考えております。</p>	E
9	<p>里親が児童相談所等に対して相談しにくい状況があると思う。</p> <p>里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）充実のため、静岡市のように里親会と児童相談所を繋ぐNPO法人などの新たな団体によるサポートが急務だと思う。</p>	<p>里親制度の推進に向けては、児童相談所のほか里親会、乳児院、児童養護施設等の関係機関や里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）受託者が里親からの相談支援を行うなど、チームとして養育を行うことが重要であると考えています。</p> <p>今後も、NPO法人も含め、地域の関係機関との連携強化やフォスタリング事業の充実などにより里親が相談しやすい環境を目指し取組を進めてまいります。</p>	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
10	<p>里親等委託率を上げることは重要だが、継続性が重要であり、不調解除とならないための対策が必要である。</p> <p>そのためには里親及び里親養育に関する専門的な知識を有する者による継続的で長期的な里親への援助が必要となる。</p> <p>里親同士の繋がりも重要であるが、お互いの家を頼れない時にはいつでも里親のSOSを受け止めることができる環境が必要。</p>	<p>里親制度の推進に向けては、養育上の負担や悩みを里親だけで抱え込むことなく、里親会、乳児院や児童養護施設等の関係機関や児童相談所及び市の里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）受託者がチームとして養育を行うことが重要であると考えています。</p> <p>今後も里親がより相談しやすい環境整備に向け、地域との関係機関との連携強化やフォスタリング事業の充実など支援体制の強化を進めてまいります。</p>	B

(5)施設における専門的支援の充実に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>今まで施設における家庭的養護を目指し、施設として少しでも家庭に近づけるように環境を備えてきたが、今後、施設はどこを目指せばよいのか不安がある。</p>	<p>本市の施設では入所児童への家庭的養育のほか、併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援や里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域福祉における重要な拠点としての役割を担っているところです。</p> <p>施設においては、今後も家庭的な環境の中で様々な状況にある児童に対し複数の専門職によるきめ細やかな支援や、施設におけるショートステイや一時保護委託への対応、保護者支援等を行っていくことが必要であると考えております。今後も地域の状況に応じて各施設が持つ強みを発揮しながら運営できるよう、本市としても高機能化・多機能化に向けた支援の充実に努めてまいります。</p>	D
2	<p>施設の高機能化、多機能化を推進するには、安定した財源が必要である。</p> <p>一時保護対応も多く、また長期化してしまうケースも多い。一時保護児童も措置児童と同様の養育を行っているので、費用を見直してほしい。また、入所児童数については施設側で決めることはできないので、入所児童数が減少すると翌年度の運営費収入が減少するしくみを見直してほしい。</p>	<p>施設の高機能化・多機能化の推進に向けては、施設が多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図る必要があると考えております。</p> <p>施設の運営費は国の基準に基づき支給するほか、市独自に職員の加配や施設運営に係る加算等を行ってきたところです。今後も施設職員の人材育成や、課題への組織的な対応力の強化等、施設の持つ専門性の一層の向上を図ることができるよう、国の動向を注視しながら支援の充実に努めてまいります。</p>	D
3	<p>乳児院に新生児が多い場合や、夜間の入所、夜間の通院等、夜勤業務は職員の負担となっている。夜間業務を担う職員体制の充実が必要である。</p>	<p>乳児院では医療機関や児童相談所と連携を図りながら、休日・夜間を問わず児童の支援を行っており、今後も確実な対応が図れるよう環境整備を図る必要があると考えております。</p> <p>本市においては夜間対応を含めた乳児院における支援の困難さも踏まえ、国の補助事業を活用した医療機関等連絡調整員の配置や市独自の職員加配等を行ってきたところですが、今後も病虚弱にある乳児の一時保護に係る加算の新設や施設職員の確保・育成支援の取組の推進など支援の充実に努めてまいります。</p>	D
4	<p>地域小規模児童養護施設の設置推進について、物件確保が大きな課題となっている。川崎市独自の推進策も検討していただきたい。</p>	<p>地域小規模児童養護施設は児童の安全を確保するため、児童福祉施設として安全確保に必要な設備基準を満たすとともに、十分な広さがある物件で運営する必要があります。</p> <p>地域小規模児童養護施設の設置を推進するためには要件を満たす物件の確保が必要となりますので、今後も設置を検討する法人と連携を図りながら、消防法や建築基準法等の関係法令を所管する部局との協議に係る支援や基準に適合する可能性がある物件所有者への制度説明等、設置に向けた支援を推進してまいります。</p>	D
5	<p>乳児院では里親委託後に家庭訪問や各種相談などアフターフォローを行っているが、日々子どもたちを養育している人員</p>	<p>乳児院は里親支援において重要な役割を果たしており、今後も里親への委託児童数が増加する見込みであることから、里親支援専門相談員の増員を図るなど、里親</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	からアフターフォロー要員を出すのは厳しい現状がある。里親担当職員(保育士だけでなく看護師、心理士なども)が増員されれば、もっときめ細やかなアフターフォローができるのではないかと思う。	支援機能の向上に向けた取組を推進してまいります。	
6	乳児院のショートステイの枠が少ないと感じる。また、緊急対応がある一方で急なキャンセルなどもあり、安定した人員配置が難しく、夜勤に関しても乳児院本体とは違い、常に慣れない子どもたちを見守ることは心理的負担が大きい。産後うつなどのケースなども、親子分離をせずにショートステイを使いながら在宅の方を多く見ているので、今以上にショートステイで対応可能なケースをきちんと対応できるよう、人員・設備面共に整備されることを願う。	地域の子育て家庭が抱える養育上の不安や悩みが多様化する中、専門的な知識及び技術を必要とする相談支援ニーズが高まっており、今後も児童家庭支援センターによる子育て相談やショートステイ事業は地域での子育て支援において重要な役割を担うものと考えております。 今後、里親への児童の措置が進むことが想定されることから、乳児院への入所児童の状況を踏まえながら、ショートステイ等、地域支援機能の充実に向けた検討を進めてまいります。	D
7	児童相談所の一時保護の体制強化への取組が計画されているが、乳児院においても一時保護を実施しており、夜間の職員増等、乳児院の一時保護体制強化を図って欲しい。 (その他同趣旨2件)	乳児院においては医療機関や児童相談所と連携を図りながら、休日・夜間を問わず児童の支援を行っており、今後も確実な対応が図れるよう環境整備を図る必要があると考えております。 本市においては夜間対応も含めた乳児院における支援の困難さも踏まえ、国の補助事業を活用した医療機関等連絡調整員の配置や市独自の職員加配等を図ってきたところですが、今後も病虚弱にある乳児の一時保護に係る加算の新設や施設職員の確保・育成支援の取組の推進など支援の充実に努めてまいります。	D
8	施設職員について、保育所の保育士と同様の処遇改善や住宅手当が必要である。 (その他同趣旨6件)	保育士をはじめとする職員はその専門性から多方面でニーズが高まっており、家庭的養育に必要な職員の確保や、施設職員がより長く働き続けることができる環境を整えることが必要です。 本市においては市独自の住宅手当加算の新設など施設職員の確保・定着や専門性向上に向けた取組を検討しており、今後も国の動向を注視しながら、支援の充実に努めてまいります。	D
9	施設が多機能化され、デイステイ・ショートステイへの対応も施設職員への負担が大きく、職員のケアが不十分である。	施設が多機能化に向けては、施設職員の人材育成や課題への組織的な対応力の強化等、施設の持つ専門性の一層の向上を図る必要があります。各施設において職員が継続的に働きその専門性の向上を図ることができるよう、専門家によるスーパーバイズに係る支援や県内各自自治体と施設との相互連携による共同研修や相談支援体制の確保等、施設職員の人材育成や負担軽減に向けた支援の充実に努めてまいります。	D
10	施設職員について、保育所の保育士と同様に保育所入所についての優先的な取扱いが必要である。 (その他同趣旨1件)	保育所に勤務する保育士については、国の通知に基づき、保育士不足により保育受入枠を限定せざるを得ない場合があることに対応するための時限的な措置として保育所等の利用調整上、優先的な取扱いを行っています。 代替養育を担う施設においても保育士等の確保が必要な状況であることは認識しておりますので、国の動向を注視しながら、保育所入所についての優先的な取扱いの可否を検討してまいります。	D
11	施設への理解を深めてもらいたい。このままでは施設職員になりたい希望者がいなくなってしまうのではないかと懸念している。	代替養育を担う施設は、入所児童への支援以外にも地域福祉における重要な拠点となっており、広く市民にその役割を理解いただくことが重要であると考えております。 本市においては関係機関と連携しながら社会的養育や児童虐待防止等に関する普及啓発を通じて施設の理解を広めていくとともに、施設職員が働きやすい環境の整備に努めてまいります。	B
12	育児に係る短時間勤務ができる期間を	施設の専門性の維持向上に向けては、各施設において	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	長くしてほしい。	職員がより長く働き続けることができる環境を整えることが必要です。 施設職員の育児支援に係る勤務形態や支援策については各施設運営法人が行っているところですが、本市としては、これまでも国の基準を上回る職員の加配により施設職員体制の充実に努めており、今後も施設職員の確保・定着に向けた支援の充実等により、児童の処遇向上と施設職員の負担軽減に努めてまいります。	
13	個別に子どもと関わるため、職員体制の充実が必要である。 また、女性が多い職場であり、女性ならではの悩みに対する対策・制度を設けてほしい。	施設の専門性の維持向上に向けては、各施設において全ての職員が働き続けることができる環境を整えることが必要です。 本市では市独自の職員加配により施設職員の負担軽減に努めるとともに、運営法人と連携しながら、相談支援体制の確保や職場環境の改善に努めているところです。 今後も施設職員の確保・定着に向けた支援の充実により、児童の処遇向上と施設職員の負担軽減に努めてまいります。	D

(6)児童の自立支援の推進に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	教育の充実により自己肯定感を持たせ、自立支援のための取組を進めてほしい。	児童の自立に向けては、意欲のある児童が希望する進路を安心して選択できるよう支援を進めていく必要があります。 本市では「子ども・若者応援基金」を活用し、学校教育に加えて児童の理解度等に応じた学習支援を行い、児童が自己肯定感を高めることができるよう取組むとともに、市独自の給付型奨学金の支給により希望する児童が安心して進学できる環境整備に努めております。 また、円滑な自立に向けた自立支援事業として就労・進学に関する相談支援を行っており、今後も児童の自立支援に取り組んでまいります。	B

(7)代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	国の指針、市の数値目標を達成できるよう努力していただきたい。	本市では国の計画策定要領に示される里親等委託率や本市の里親の活動状況を踏まえ、必要となる里親の登録数や施設定員数を見込み、確保を目指すこととしております。 今後も児童福祉法等の関係法令に基づき、児童の最善の利益の確保に向け、様々な状況にある児童に最適な支援を目指し取り組んでまいります。	B

(8)児童の状況を踏まえた家庭養育の推進に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	里親への児童の委託決定においては組織的に対応してもらいたい。	本市では里親へ児童を委託する際には、児童相談所のほか施設等関係機関が参加するマッチング会議において検討を行った上で、児童相談所において組織的に決定しているところです。 今後も児童に対する医療的・心理的ケアの必要性や障害・発達の状況等について十分なアセスメントを行った上で、児童本人や保護者、代替養育を担う里親等の意向を十分に尊重しながら、児童が最適な環境での養育を受けられるようマッチングを行ってまいります。	D
2	家庭において養育することが困難・適当でない場合、里親委託推進は必要であるが、数値目標ありきではなく、適正なアセスメントのもと最善の利益が保証できる	児童福祉法の趣旨を鑑み家庭環境での代替養育を一層推進していくため、本計画では計画策定要領に示された里親等委託率の指標を踏まえ里親等への委託児童数を推計しています。	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	よう取組んでいただきたい。	しかしながら、代替養育を必要とする各児童の置かれた状況は様々であり、代替養育環境の選択にあたっては、家庭環境での養育を基本としながら、児童の最善の利益の保証に向けて医療的・心理的ケアの必要性や障害・発達の状況等について十分なアセスメントを行った上で、児童本人や保護者、代替養育を担う里親等の意向を十分に尊重しながら、児童が最適な環境での養育を受けられるようマッチングを行ってまいります。	
3	養育に専門的な知識や特殊な知識が必要となる児童は里親委託を避けるなど、不調により委託解除とならないための対策が必要である。	児童福祉法の趣旨を鑑み家庭環境での代替養育を一層推進していくため、本計画では計画策定要領に示された里親等委託率の指標を踏まえ里親等への委託児童数を推計しています。 しかしながら、代替養育を必要とする各児童の置かれた状況は様々であり、代替養育環境の選択にあたっては、家庭環境での養育を基本としながら、児童に対する医療的・心理的ケアの必要性や障害・発達の状況等について十分なアセスメントを行った上で、養育に専門的な知識が必要な場合には施設を選択するなど児童が最適な環境での養育を受けられるようマッチングを行ってまいります。	B

(9)計画全般に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	関係者だから理解できる言葉が多く、皆が理解できる言葉を使ってほしい。	計画P5に(6)として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく施策の推進」に関する説明を追記するとともに、(7)本計画における用語の定義に、「一時保護」「措置」「アセスメント」に関する説明を追記するほか、用語・文言の整理を行いました。	A
2	児童のために役に立ちたい潜在的な市民は多くいると思うので、支援体制の強化に向けてボランティアの活用やNPO法人との連携の推進など広く市民参加を可能にしてはどうか。	社会的養育に関する施策の推進に向けては、広く市民の皆様の御理解・御協力をいただくことが必要であり、事業内容に応じて市民の方々に御協力いただけるよう工夫を行いながら取組を進めることが重要であると考えておりますので、今後の施策の推進においても留意してまいります。	C
3	これまで行ってきた施策内容とその結果、計画期間中の主な取組について、具体的に記載されているとより分かりやすくなる感じた。	本市ではこれまで計画書P1に記載のとおり、「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」に基づき施策を推進してきましたが、御意見を踏まえ、これまでの取組をより具体的にお示しするため、計画書P1の1段落目4行目・5行目を「 <u>児童養護施設・乳児院等における家庭的養護の推進（職員配置の充実やケア形態の小規模化等）や里親制度による家庭養護の推進（里親制度に関する普及啓発や里親登録数の増加、里親委託の推進、里親への支援体制の充実等）</u> に向けた取組を推進しているところ。」と下線部を追記しました。なお、各施策の実施結果は毎年度評価を行い、その後の取組に活用しているところです。 引き続き、計画に位置付けた施策を着実に推進するとともに、分かりやすい計画づくりに努めてまいります。	C
4	養育困難な児童を増やさないよう予防にも力を入れるべきである。 効果的な施策推進や計画の見直しに向けては、原因の分析や現状の正確な把握が必要と考える。	家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防に向け、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組んでまいります。 今後も支援を必要とする児童・家庭の状況を把握しながら、施策推進や計画の改定を行ってまいります。	C
5	計画に記載された施策を着実に推進していただきたい。	本計画では社会的養育の推進に向けた施策に係る推進項目と計画期間中の主な取組を記載しており、その実現に向けて取組を進めてまいります。	C

(10)その他

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	色々な案件のパブリックコメント募集が出ているが、同じ時期に多くの案を出すやり方に疑問がある。	パブリックコメント手続は、市民生活に重要な政策等を定めるにあたり、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図るため実施しており、多くの市民から意見を提出いただき、よりよい政策等とすることが重要です。 今後も政策等の内容等に応じて適切な時期に手続を実施するよう努めてまいります。	E

「川崎市社会的養育推進計画」 主な修正箇所

修正後	修正前
<p>P 1</p> <p>ア 川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針に基づく施策の推進</p> <p>要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の支援について、本市では平成26年度末に「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針（対象期間：平成27（2015）年度～令和11（2029）年度）」（以下「基本方針」という。）を策定し、<u>児童養護施設・乳児院等における家庭的養護の推進（職員配置の充実やケア形態の小規模化等）や里親制度による家庭養護の推進（里親制度に関する普及啓発や里親登録数の増加、里親委託の推進、里親への支援体制の充実等）</u>に向けた取組を推進しているところです。</p> <p>P 5</p> <p><u>（6）川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく施策の推進</u></p> <p><u>「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下「推進ビジョン」という。）においては、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念に取組を進めることとしており、推進ビジョンは関連する個別計画の上位概念として位置づけられています。本計画においても推進ビジョンに掲げる基本理念のもと、関連する取組を進めていきます。</u></p> <p>P 5</p> <p>【用語の定義】</p> <p><u>一時保護：児童福祉法の規定に基づき、児童相談所長が、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため又は児童の心身の状況や置かれている環境等を把握するため、児童を一時的に保護すること</u></p> <p><u>措置：児童福祉法の規定に基づき、児童相談所長が、児童を里親等へ委託又は児童養護施設等へ入所させること</u></p> <p>（略）</p> <p><u>アセスメント：子どもの安全に関わる危機の有無を確認するため、児童や家庭等に関する状況について確認し評価を行うこと</u></p>	<p>P 1</p> <p>ア 川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針に基づく施策の推進</p> <p>要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の支援について、本市では平成26年度末に「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針（対象期間：平成27（2015）年度～令和11（2029）年度）」（以下「基本方針」という。）を策定し、児童養護施設・乳児院等における家庭的養護の推進や里親制度による家庭養護の推進に向けた取組を推進しているところです。</p> <p>P 5</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>

修正後		修正前							
P 1 9		P 1 9							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>推進項目</th> <th>計画期間中の主な取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 「養子縁組里親」への支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課、保育課)</small> </td> <td> 〔「養子縁組里親」への支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養子縁組里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行うため、里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の開始に向けた取組を推進し、「養子縁組里親」への支援体制の充実を図ります。 児童を養育する中で抱える不安や悩みを里親という同じ立場にある方が共有し相互に相談支援を行うことができるよう、里親会や関係機関との連携を強化しながら里親当事者による支援がより円滑に行える環境を整えます。 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。 </td> </tr> </tbody> </table>	推進項目	計画期間中の主な取組	「養子縁組里親」への支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課、保育課)</small>	〔「養子縁組里親」への支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養子縁組里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行うため、里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の開始に向けた取組を推進し、「養子縁組里親」への支援体制の充実を図ります。 児童を養育する中で抱える不安や悩みを里親という同じ立場にある方が共有し相互に相談支援を行うことができるよう、里親会や関係機関との連携を強化しながら里親当事者による支援がより円滑に行える環境を整えます。 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>推進項目</th> <th>計画期間中の主な取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 「養子縁組里親」への支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small> </td> <td> 〔「養子縁組里親」への支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養子縁組里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行うため、里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の開始に向けた取組を推進し、「養子縁組里親」への支援体制の充実を図ります。 (追加) <ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。 </td> </tr> </tbody> </table>	推進項目	計画期間中の主な取組	「養子縁組里親」への支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔「養子縁組里親」への支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養子縁組里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行うため、里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の開始に向けた取組を推進し、「養子縁組里親」への支援体制の充実を図ります。 (追加) <ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。
推進項目	計画期間中の主な取組								
「養子縁組里親」への支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課、保育課)</small>	〔「養子縁組里親」への支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養子縁組里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行うため、里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の開始に向けた取組を推進し、「養子縁組里親」への支援体制の充実を図ります。 児童を養育する中で抱える不安や悩みを里親という同じ立場にある方が共有し相互に相談支援を行うことができるよう、里親会や関係機関との連携を強化しながら里親当事者による支援がより円滑に行える環境を整えます。 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。 								
推進項目	計画期間中の主な取組								
「養子縁組里親」への支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔「養子縁組里親」への支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養子縁組里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行うため、里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の開始に向けた取組を推進し、「養子縁組里親」への支援体制の充実を図ります。 (追加) <ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。 								
P 2 1～P 2 2		P 2 1～P 2 2							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>推進項目</th> <th>計画期間中の主な取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 「養育里親」への支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課、保育課)</small> </td> <td> 〔「養育里親」への支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養育里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の充実を図ります。 〔関係機関との連携による支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養育里親」への委託前に児童が施設に入所している場合には、児童の養育を担う乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら「養育里親」と児童のマッチングを行うとともに、「養育里親」と児童の交流や委託後の支援を協働して実施し、児童が「養育里親」の家庭に安心して移ることができるようきめ細やかな支援を行います。 児童を養育する中で抱える不安や悩みを里親という同じ立場にある方が共有し相互に相談支援を行うことができるよう、里親会や関係機関との連携を強化しながら里親当事者による支援がより円滑に行える環境を整えます。 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。 </td> </tr> </tbody> </table>	推進項目	計画期間中の主な取組	「養育里親」への支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課、保育課)</small>	〔「養育里親」への支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養育里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の充実を図ります。 〔関係機関との連携による支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養育里親」への委託前に児童が施設に入所している場合には、児童の養育を担う乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら「養育里親」と児童のマッチングを行うとともに、「養育里親」と児童の交流や委託後の支援を協働して実施し、児童が「養育里親」の家庭に安心して移ることができるようきめ細やかな支援を行います。 児童を養育する中で抱える不安や悩みを里親という同じ立場にある方が共有し相互に相談支援を行うことができるよう、里親会や関係機関との連携を強化しながら里親当事者による支援がより円滑に行える環境を整えます。 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>推進項目</th> <th>計画期間中の主な取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 「養育里親」への支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small> </td> <td> 〔「養育里親」への支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養育里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の充実を図ります。 〔関係機関と連携による支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養育里親」への委託前に児童が施設に入所している場合には、児童の養育を担う乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら「養育里親」と児童のマッチングを行うとともに、「養育里親」と児童の交流や委託後の支援を協働して実施し、児童が「養育里親」の家庭に安心して移ることができるようきめ細やかな支援を行います。 (追加) <ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。 </td> </tr> </tbody> </table>	推進項目	計画期間中の主な取組	「養育里親」への支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔「養育里親」への支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養育里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の充実を図ります。 〔関係機関と連携による支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養育里親」への委託前に児童が施設に入所している場合には、児童の養育を担う乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら「養育里親」と児童のマッチングを行うとともに、「養育里親」と児童の交流や委託後の支援を協働して実施し、児童が「養育里親」の家庭に安心して移ることができるようきめ細やかな支援を行います。 (追加) <ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。
推進項目	計画期間中の主な取組								
「養育里親」への支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課、保育課)</small>	〔「養育里親」への支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養育里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の充実を図ります。 〔関係機関との連携による支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養育里親」への委託前に児童が施設に入所している場合には、児童の養育を担う乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら「養育里親」と児童のマッチングを行うとともに、「養育里親」と児童の交流や委託後の支援を協働して実施し、児童が「養育里親」の家庭に安心して移ることができるようきめ細やかな支援を行います。 児童を養育する中で抱える不安や悩みを里親という同じ立場にある方が共有し相互に相談支援を行うことができるよう、里親会や関係機関との連携を強化しながら里親当事者による支援がより円滑に行える環境を整えます。 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。 								
推進項目	計画期間中の主な取組								
「養育里親」への支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔「養育里親」への支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養育里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の充実を図ります。 〔関係機関と連携による支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> 「養育里親」への委託前に児童が施設に入所している場合には、児童の養育を担う乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら「養育里親」と児童のマッチングを行うとともに、「養育里親」と児童の交流や委託後の支援を協働して実施し、児童が「養育里親」の家庭に安心して移ることができるようきめ細やかな支援を行います。 (追加) <ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。 								

修正後												
P 3 3												
■代替養育（施設等）の確保方策												
(単位:人)												
年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
児童養護施設	162	162	162	160	160	154	154	154	154	154	154	154
地域小規模児童養護施設	36	30	36	42	42	48	48	48	54	54	54	54
乳児院	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
広域入所(県施設等)	73	65	60	55	50	45	40	35	30	25	24	24
計(児童養護施設・乳児院)	316	302	303	302	297	292	287	282	283	278	277	277
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12
広域入所(県施設等)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
計(専門的施設)	58	58	58	64	64	64	64	64	64	64	64	64
合計	374	360	361	366	361	356	351	346	347	342	341	341

修正前												
P 3 3												
■代替養育（施設等）の確保方策												
(単位:人)												
年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
児童養護施設	162	162	162	160	160	154	154	154	154	154	154	154
地域小規模児童養護施設	36	30	36	42	42	48	48	48	54	54	54	54
乳児院	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
広域入所(県施設等)	73	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15
計(児童養護施設・乳児院)	316	302	303	302	297	292	287	282	283	278	273	268
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12
広域入所(県施設等)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
計(専門的施設)	58	58	58	64	64	64	64	64	64	64	64	64
合計	374	360	361	366	361	356	351	346	347	342	337	332